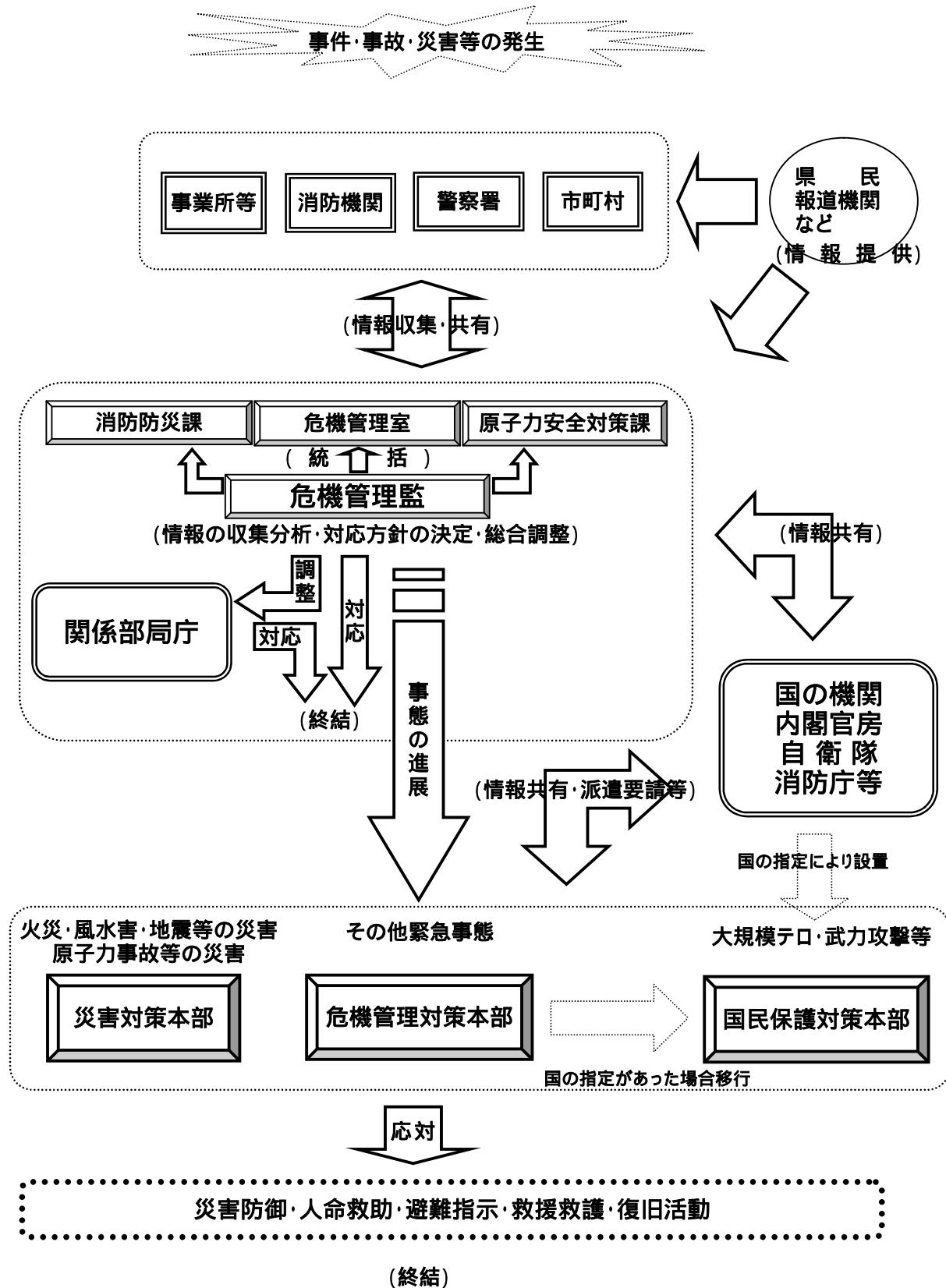


# 茨城県の危機管理体制



事件・事故・災害などが発生すると、まず、警察署や消防機関に情報が入ります。警察・消防機関に入った情報は、県の消防防災課に第一報として入り、危機管理監の統括のもと情報の収集・分析が行われます。また、必要に応じて国との情報共有を図ります。

事態が自然災害や火災・救急事故等であれば消防防災課、原子力事故であれば原子力安全対策課、それ以外の緊急事態であれば危機管理室が中心となって対応します。また、事態の対応が複数の部局にまたがる場合は、危機管理監が対応する部局の調整を行い方針を決定します。

情報収集・分析の結果、全庁的対応が必要な事態であると判断された場合は、知事を本部長とする「災害対策本部(自然災害、火災・救急事故、原子力事故災害)」又は「危機管理対策本部(その他の緊急事態)」を設置して対応します。また、国が武力攻撃事態や大規模テロと認定・指定した場合は、「国民保護対策本部(大規模テロの場合は、緊急処理事態対策本部)」を設置して対応します。

対策本部では、現地からの情報を収集・分析し、必要に応じて自衛隊や緊急消防援助隊の派遣等を要請するなど、対応方針を決定します。被災地域では、自衛隊や警察・消防機関が中心となって、災害の防御、人命救助、避難誘導、救援救護等を行い被害を最小限に抑え、事態の収束を図ります。